

<修正案>

北海道地域防災計画 (原子力防災計画編)

新旧対照表

令和 5 年 (2023 年) 1 月

北海道防災会議

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------------|---|--|--------|-------|-------------|---|---|
| <p>第1章 総 則 第1節～第6節（略） 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1～3（略） 4 関係町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th><th>連絡の窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18)（略）</td><td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課</td></tr> </tbody> </table> <p>5～10（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第2節（略） 第3節 避難収容活動体制の整備 1～2（略） 3 要配慮者等に対する配慮 (1) 道は、要配慮者及び一時滞在者（以下「要配慮者等」という。）への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。 ア 要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。 イ～ウ（略）</p> | 事務又は業務 | 連絡の窓口 | (1)～(18)（略） | 泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課 | <p>第1章 総 則 第1節～第6節（略） 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1～3（略） 4 関係町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th><th>連絡の窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18)（略）</td><td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課</td></tr> </tbody> </table> <p>5～10（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第2節（略） 第3節 避難収容活動体制の整備 1～2（略） 3 要配慮者等に対する配慮 (1) 道は、要配慮者及び一時滞在者（以下「要配慮者等」という。）への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。 ア 要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ～ウ（略）</p> | 事務又は業務 | 連絡の窓口 | (1)～(18)（略） | 泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課 | <p>機構改正に 伴う修正</p> <p>機構改正に 伴う修正</p> <p>文言整理</p> |
| 事務又は業務 | 連絡の窓口 | | | | | | | | | |
| (1)～(18)（略） | 泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課 | | | | | | | | | |
| 事務又は業務 | 連絡の窓口 | | | | | | | | | |
| (1)～(18)（略） | 泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課 | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|---|--|----------------------|
| <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 介護保険施設、<u>障がい者支援施設等</u>の社会福祉施設等の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設等の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>第4節～第10節 (略)</p> <p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が<u>防災業務関係者に向けた</u>実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について<u>原子力防災業務関係者に対する研修</u>を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12節～第13節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者<u>の</u>避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民<u>の</u>避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 <p>・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。</p> | <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 介護保険施設、<u>障害者支援施設等</u>の社会福祉施設等の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設等の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>第4節～第10節 (略)</p> <p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について<u>防災業務関係者に対する研修</u>を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12節～第13節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした</u>避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民<u>等を対象とした</u>避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 <p>・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。</p> | 文言整理 文言整理 文言整理 |
| <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした</u>避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民<u>等を対象とした</u>避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 <p>・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。</p> | 防災基本計画修正に伴う修正 | |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|--|------|--------|--|--|---|--|------|---------|------|------|--------|--|--|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ UP Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 <p>イ（略） (3)～(5)（略）</p> <p>4 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ～エ（略） (2)（略） 5（略）</p> <p>第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>配備体制の基準</th><th>本部設置</th><th>配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td><td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td><td></td><td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td></tr> </tbody> </table> | 体制区分 | 配備体制の基準 | 本部設置 | 配備体制 | 第1非常配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | 総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ UP Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 <p>イ（略） (3)～(5)（略）</p> <p>4 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、<u>内閣府</u>、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ～エ（略） (2)（略） 5（略）</p> <p>第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>配備体制の基準</th><th>本部設置</th><th>配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td><td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td><td></td><td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境<u>保全</u>局、<u>環境生活部自然環境局</u>、<u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u>、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td></tr> </tbody> </table> | 体制区分 | 配備体制の基準 | 本部設置 | 配備体制 | 第1非常配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | 総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境 <u>保全</u> 局、 <u>環境生活部自然環境局</u> 、 <u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u> 、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 体制区分 | 配備体制の基準 | 本部設置 | 配備体制 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1非常配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | 総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体制区分 | 配備体制の基準 | 本部設置 | 配備体制 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1非常配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | 総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境 <u>保全</u> 局、 <u>環境生活部自然環境局</u> 、 <u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u> 、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 道の機構改正に伴う修正 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 修正案（令和5年1月） | | | | 備 考 |
|--------|---|-----------|--|-------------|---|-----------|--|-----|
| 第2非常配備 | 1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたとき | 警戒本部の設置 | 災害応急対策に關係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 | 第2非常配備 | 1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたとき | 警戒本部の設置 | 災害応急対策に關係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 | |
| 第3非常配備 | 1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通知を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたとき | 災害対策本部の設置 | 災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。 | 第3非常配備 | 1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通知を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたとき | 災害対策本部の設置 | 災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。 | |

2 第1非常配備（初期活動体制）

(1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。

第1非常配備（初期活動体制）は、図3－2－1のとおりとする

図3－2－1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]

| 部 名 | 課 名 | 所 掌 事 務 | |
|-------|----------|-----------|--|
| 総務部 | 危機対策局 | 危機対策課 | 1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び府内各部等との通報連絡に関すること。 |
| | | 原子力安全対策課 | 1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。 |
| 総合政策部 | 知事室広報広聴課 | 広報に関すること。 | |

2 第1非常配備（初期活動体制）

(1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。

第1非常配備（初期活動体制）は、図3－2－1のとおりとする。

図3－2－1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]

| 部 名 | 課 名 | 所 掌 事 務 | |
|-------|----------|-----------|--|
| 総務部 | 危機対策局 | 危機対策課 | 1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び府内各部等との通報連絡に関すること。 |
| | | 原子力安全対策課 | 1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。 |
| 総合政策部 | 知事室広報広聴課 | 広報に関すること。 | |

文言整理

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）</p> <pre> graph TD A[警戒本部長 〔知事〕] --- B[危機管理班] A --- C[警戒副本部長 〔副知事〕] B --- D[危機対策局] D --- E[1. 警戒本部の設置及び廃止に関すること。 2. 警戒本部の運営及び連絡調整に関すること。 3. 関係省庁緊急対策連絡会議及び防災関係機関との連絡に関すること。 4. 現地警戒本部に対する指示及び連絡に関すること。 5. 緊急時モニタリングに関すること。] C --- F[総合政策班 (報道責任者：班長)] F --- G[知事室広報広聴課 広報に関すること。] F --- H[次世代社会戦略局情報政策課 防災通信回線の確保に関すること。] F --- I[交通政策局交通企画課 輸送対策に関すること。] C --- J[環境生活班] J --- K[環境局 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。] C --- L[保健福祉班] L --- M[保健福祉部総務課 1. 災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。 2. 市町村における応急救助の実施指導に関すること。] L --- N[地域医療推進局地域医療課 原子力災害医療活動に関すること。] L --- O[地域医療推進局医務業務課 医療機関の避難先の調整に関すること。] L --- P[健康安全局地域保健課 健康管理に関すること。] L --- Q[福祉局施設運営指導課 社会福祉施設等の避難先の調整に関すること。] L --- R[原子力災害医療チーム 被ばく傷病者等の搬送・受入の調整等に関すること。] C --- S[経済班] S --- T[観光局 観光客の避難等の調整等に関すること。] C --- U[建設班] U --- V[建設政策局維持管理防災課 道路交通の確保に関すること。] C --- W[関係班] W --- X[関係部(局)課 関係部(局)課の災害応急対策の準備に関すること。] Y[現地警戒本部] </pre> <p>図3-2-3 第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）（略）</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等</p> <p>知事は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）した場合は、直ちに</p> | <p>図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）</p> <pre> graph TD A[警戒本部長 〔知事〕] --- B[危機管理班] A --- C[警戒副本部長 〔副知事〕] B --- D[危機対策局] D --- E[1. 警戒本部の設置及び廃止に関すること。 2. 警戒本部の運営及び連絡調整に関すること。 3. 関係省庁緊急対策連絡会議及び防災関係機関との連絡に関すること。 4. 現地警戒本部に対する指示及び連絡に関すること。 5. 緊急時モニタリングに関すること。] C --- F[総合政策班 (報道責任者：班長)] F --- G[知事室広報広聴課 広報に関すること。] F --- H[次世代社会戦略局情報政策課 防災通信回線の確保に関すること。] F --- I[交通政策局交通企画課 輸送対策に関すること。] C --- J[環境生活班] J --- K[環境保全局 自然環境局 ゼロカーボン推進局 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。] C --- L[保健福祉班] L --- M[保健福祉部総務課 1. 災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。 2. 市町村における応急救助の実施指導に関すること。] L --- N[地域医療推進局地域医療課 原子力災害医療活動に関すること。] L --- O[地域医療推進局医務業務課 医療機関の避難先の調整に関すること。] L --- P[健康安全局地域保健課 健康管理に関すること。] L --- Q[福祉局地域福祉課 社会福祉施設等の避難先の調整に関すること。] L --- R[原子力災害医療チーム 被ばく傷病者等の搬送・受入の調整等に関すること。] C --- S[経済班] S --- T[観光局 観光客の避難等の調整等に関すること。] C --- U[建設班] U --- V[建設政策局維持管理防災課 道路交通の確保に関すること。] C --- W[関係班] W --- X[関係部(局)課 関係部(局)課の災害応急対策の準備に関すること。] Y[現地警戒本部] </pre> <p>図3-2-3 第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）（略）</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等</p> <p>知事は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）した場合は、直ちに</p> | <p style="color: red; font-weight: bold;">道の機構改正に伴う修正</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">道の機構改正に伴う修正</p> |

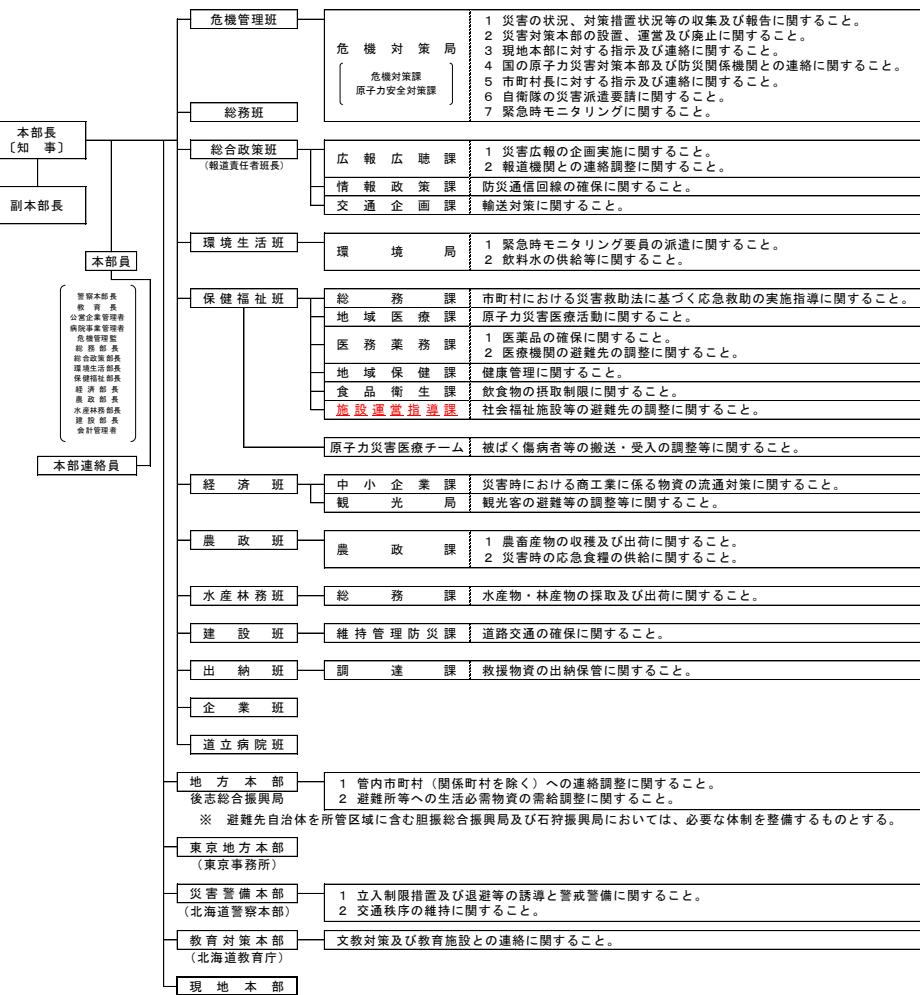
現 行

第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。

また、必要に応じて、北海道地域防災計画（本編）第3章第1節第2の1の（3）のアの（工）に基づき、災害対策本部に指揮室を置くことができる。

第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。

図3-2-4 第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）



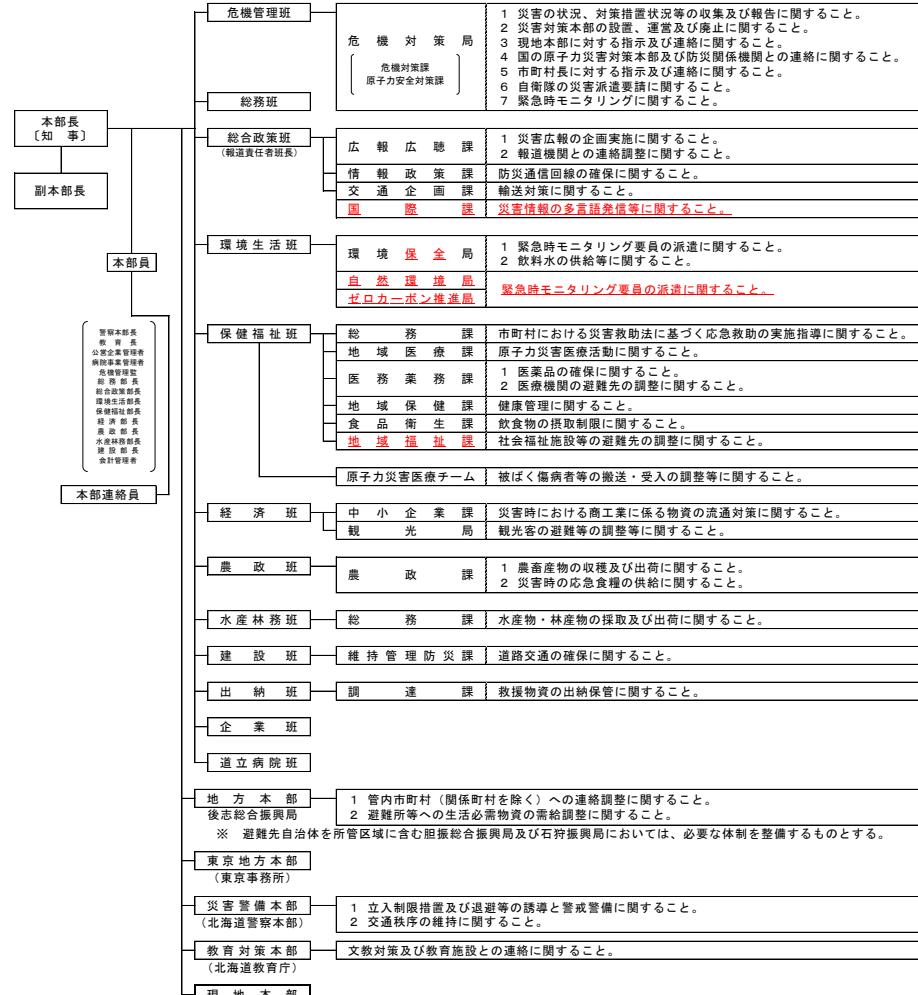
修正案（令和5年1月）

第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。

また、必要に応じて、北海道地域防災計画（本編）第3章第1節第2の1の（3）のアの（工）に基づき、災害対策本部に指揮室を置くことができる。

第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。

図3-2-4 第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）



外国人支援に関する組織及び所掌事務を明記

道の機構改正に伴う修正

道の機構改正に伴う修正

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>本部長は、前号の規定による災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。</p> <p>ア 組織及び所掌事務</p> <p>第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p>図3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織）</p> <pre> graph TD A[本部長 〔知事〕] --- B[副本部長兼現地本部長 〔知事の指名する副知事〕] B --- C[国が派遣する専門家] C --- D[現地副本部長 〔後志総合振興局〕] C --- E[現地副本部長兼報道責任者 〔知事の指名する職員〕] D --- F[現地調整班] D --- G[緊急時モニタリング班] D --- H[医療班] D --- I[住民生活班] D --- J[防災関係機関派遣連絡員] G --- K[班長 ・後志総合振興局 地域創生部長 副班長 ・後志総合振興局 総務課主幹 ・後志総合振興局 地域政策課長 <u>保健福祉部担当</u>] G --- L[班長 ・原子力環境センター所長 副班長 ・原子力環境センター次長 <u>保健福祉部担当</u>] H --- M[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・後志総合振興局 地域政策課主幹 ・後志総合振興局 保健行政企画課長 <u>保健福祉部担当</u>] I --- N[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・原子力環境センター次長 <u>保健福祉部担当</u>] J --- O[班長 ・第一管区海上保安本部職員 ・陸上自衛隊員 ・道警本部職員 ・関係町村職員 ・消防本部職員 ・北海道電力㈱社員 ・その他本部長が必要と 認める機関の要員] F --- P[総務調整班] F --- Q[緊急時モニタリング班] F --- R[医療班] F --- S[住民生活班] F --- T[防災関係機関派遣連絡員] Q --- U[班長 ・後志総合振興局 地域創生部長 副班長 ・原子力環境センター所長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] Q --- V[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・原子力環境センター次長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] R --- W[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・後志総合振興局 地域政策課主幹 ・後志総合振興局 保健行政企画課長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] S --- X[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・原子力環境センター所長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] T --- Y[班長 ・第一管区海上保安本部職員 ・陸上自衛隊員 ・道警本部職員 ・関係町村職員 ・消防本部職員 ・北海道電力㈱社員 ・その他本部長が必要と 認める機関の要員] </pre> <p>・国の勤員計画による緊急時モニタリング要員 ・国の原子力災害医療派遣要員 ・日本赤十字社救護要員</p> <p>・日本の勤員計画による緊急時モニタリング要員 ・日本の原子力災害医療派遣要員 ・日本赤十字社救護要員</p> | <p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>本部長は、前号の規定による災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。</p> <p>ア 組織及び所掌事務</p> <p>第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p>図3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織）</p> <pre> graph TD A[本部長 〔知事〕] --- B[副本部長兼現地本部長 〔知事の指名する副知事〕] B --- C[国が派遣する専門家] C --- D[現地副本部長 〔後志総合振興局〕] C --- E[現地副本部長兼報道責任者 〔知事の指名する職員〕] D --- F[現地調整班] D --- G[緊急時モニタリング班] D --- H[医療班] D --- I[住民生活班] D --- J[防災関係機関派遣連絡員] G --- K[班長 ・後志総合振興局 地域創生部長 副班長 ・原子力環境センター所長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] G --- L[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・原子力環境センター次長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] H --- M[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・後志総合振興局 地域政策課主幹 ・後志総合振興局 保健行政企画課長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] I --- N[班長 ・後志総合振興局 岩内地域保健室長 副班長 ・原子力環境センター所長 <u>自然環境局自 ゼロカーボン推進局</u>] J --- O[班長 ・第一管区海上保安本部職員 ・陸上自衛隊員 ・道警本部職員 ・関係町村職員 ・消防本部職員 ・北海道電力㈱社員 ・その他本部長が必要と 認める機関の要員] </pre> <p>・国の勤員計画による緊急時モニタリング要員 ・日本の原子力災害医療派遣要員 ・日本赤十字社救護要員</p> <p>・日本の勤員計画による緊急時モニタリング要員 ・日本の原子力災害医療派遣要員 ・日本赤十字社救護要員</p> | <p style="color: red;">国 の 原 子 力 災 害 医 療 派 遣 チ ー ム 活 動 要 領 策 定 に 伴 う 改 正</p> <p style="color: red;">道 の 機 構 改 正 に 伴 う 修 正 及 び 文 言 整 理</p> |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|---|-------------|-----|
| <p>各班の主な所掌事務（略）</p> <p>イ（略） (3)～(10)（略） 第3節（略） 第4節 緊急時モニタリング（略）</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1)～(2)（略） (3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア～イ（略） ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <pre> graph TD subgraph "災害対策本部" direction TB DH[災害対策本部] <--> OH[オフサイトセンター 放射線班] DH <--> HDSB[現地災害対策本部] OH <--> HDSB end subgraph "オフサイトセンター" direction TB HDSB[現地災害対策本部] <--> BL[班長 <企画調整グループ>] BL <--> EMSC[緊急時モニタリングセンター] EMSC[緊急時モニタリングセンター 設置後は、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施] end subgraph "情報収集管理グループ" direction TB EMSC <--> PPS[泊発電所] EMSC <--> MPP[モニタリングポスト等] EMSC <--> MK[モニタリングカー] EMSC <--> KPP[可搬型ポスト（伝送式）] EMSC <--> SM[サーベイメータ] PPS <--> TPS[モニタリングポスト等] MK <--> TPS KPP <--> TPS SM <--> TPS TPS <--> IRG[情報収集管理グループ] IRG <--> DA[測定分析担当] end subgraph "測定分析担当" direction TB DA[測定・採取班] <--> TPS DA <--> ZL[副班長 総括・連絡班] DA <--> A[分析班] TPS <--> DA TPS <--> ZL TPS <--> A DA <--> ZL DA <--> A ZL <--> A end subgraph "各班の主な所掌事務（略）" direction TB DH <--> OH OH <--> HDSB HDSB <--> BL BL <--> EMSC EMSC <--> PPS EMSC <--> MPP EMSC <--> MK EMSC <--> KPP EMSC <--> SM PPS <--> TPS MK <--> TPS KPP <--> TPS SM <--> TPS TPS <--> IRG IRG <--> DA DA <--> ZL DA <--> A ZL <--> A end </pre> <p>各班の主な所掌事務（略）</p> <p>イ（略） (3)～(10)（略） 第3節（略） 第4節 緊急時モニタリング（略）</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1)～(2)（略） (3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア～イ（略） ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <pre> graph TD subgraph "災害対策本部" direction TB DH[災害対策本部] <--> OH[オフサイトセンター 放射線班] DH <--> HDSB[現地災害対策本部] OH <--> HDSB end subgraph "オフサイトセンター" direction TB HDSB[現地災害対策本部] <--> BL[班長 <企画調整グループ>] BL <--> EMSC[緊急時モニタリングセンター] EMSC[緊急時モニタリングセンター 設置後は、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施] end subgraph "情報収集管理グループ" direction TB EMSC <--> PPS[泊発電所] EMSC <--> MPP[モニタリングポスト等] EMSC <--> MK[モニタリングカー] EMSC <--> KPP[可搬型ポスト（伝送式）] EMSC <--> SM[サーベイメータ] PPS <--> TPS[モニタリングポスト等] MK <--> TPS KPP <--> TPS SM <--> TPS TPS <--> IRG[情報収集管理グループ] IRG <--> DA[測定分析担当] end subgraph "測定分析担当" direction TB DA[測定・採取班] <--> TPS DA <--> ZL[副班長 総括・連絡班] DA <--> A[分析班] TPS <--> DA TPS <--> ZL TPS <--> A DA <--> ZL DA <--> A ZL <--> A end subgraph "各班の主な所掌事務（略）" direction TB DH <--> OH OH <--> HDSB HDSB <--> BL BL <--> EMSC EMSC <--> PPS EMSC <--> MPP EMSC <--> MK EMSC <--> KPP EMSC <--> SM PPS <--> TPS MK <--> TPS KPP <--> TPS SM <--> TPS TPS <--> IRG IRG <--> DA DA <--> ZL DA <--> A ZL <--> A end </pre> <p style="color:red;">記載の整理</p> <p style="color:red;">緊急時モニタリング班 設置後は、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施</p> | | |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>2～3 (略)</p> <p>第5節 防護対策 (略)</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難等の指示</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための<u>立ち退き</u>を行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。</p> <p>ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。</p> <p>防護対策区域図（資料3－5－2）</p> <p>避難先（資料3－5－3）</p> <p>避難経路（資料3－5－4）</p> <p>(3) 避難等の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 関係町村は、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 防災業務関係者の防護対策</p> <p>道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとし、応急対策活動期間中の放射線防護に係る指標は、次のとおりとする。</p> | <p>2～3 (略)</p> <p>第5節 防護対策 (略)</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難等の指示</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための<u>立退き</u>を行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。</p> <p>ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。</p> <p>防護対策区域図（資料3－5－2）</p> <p>避難先（資料3－5－3）</p> <p>避難経路（資料3－5－4）</p> <p>(3) 避難等の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 関係町村は、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。</p> <p><u>オ 関係町村は、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等において、甲状腺被ばく線量モニタリングを受けるよう周知するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 防災業務関係者の防護対策</p> <p>道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、<u>被ばくの可能性がある環境下で応急対策に従事する</u>防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとし、応急対策活動期間中の放射</p> | <p>文言整理</p> <p>原子力災害対策指針改正に伴い新設</p> <p>原子力災害対策指針改正に伴う修正</p> |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|--|--|------------------|
| <p>(1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。</p> <p>(2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。</p> <p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 300mSv、皮膚については等価線量で 1 Sv をあわせて上限とする。</p> | <p>線防護に係る指標は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。</p> <p>(2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。</p> <p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 300mSv、皮膚については等価線量で 1 Sv をあわせて上限とする。</p> | 原子力災害対策指針改正に伴う修正 |
| <p>12 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策</p> <p>道は、住民輸送業務、物資輸送業務及び道路等の復旧・維持に関する業務など応急対策活動に従事する民間事業者が適切な被ばく管理を行うため、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、これらの応急対策活動を実施する民間事業者の被ばく線量は、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告における計画被ばく状況（平時）の一般公衆の被ばく線量限度である 1 mSv を超えないよう、道と民間事業者が緊密な連携を図り、管理するものとする。</p> | <p>12 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策</p> <p>道は、住民輸送業務、物資輸送業務及び道路等の復旧・維持に関する業務など応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する民間事業者が適切な被ばく管理を行うため、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、これらの応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する民間事業者の被ばく線量は、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告における計画被ばく状況（平時）の一般公衆の被ばく線量限度である 1 mSv を超えないよう、道と民間事業者が緊密な連携を図り、管理するものとする。</p> | 原子力災害対策指針改正に伴う修正 |
| <p>13 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 原子力災害医療活動</p> <p>原子力災害医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は、「原子力災害医療活動実施要領」によるものとする。</p> | <p>13 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 原子力災害医療活動</p> <p>原子力災害医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は、「原子力災害医療活動実施要領」によるものとする。</p> | |
| <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難退域時検査場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、OILに基づく避難等の指示を受けた住民等の放射性物質の付着状況を確認するための検査を行うとともに、OIL4以下でない住民等の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>さらに、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>また、避難退域時検査場所に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。</p> | <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難退域時検査場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、OILに基づく避難等の指示を受けた住民等の放射性物質の付着状況を確認するための検査を行うとともに、OIL4以下でない住民等の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>さらに、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>また、避難退域時検査場所に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。</p> | |

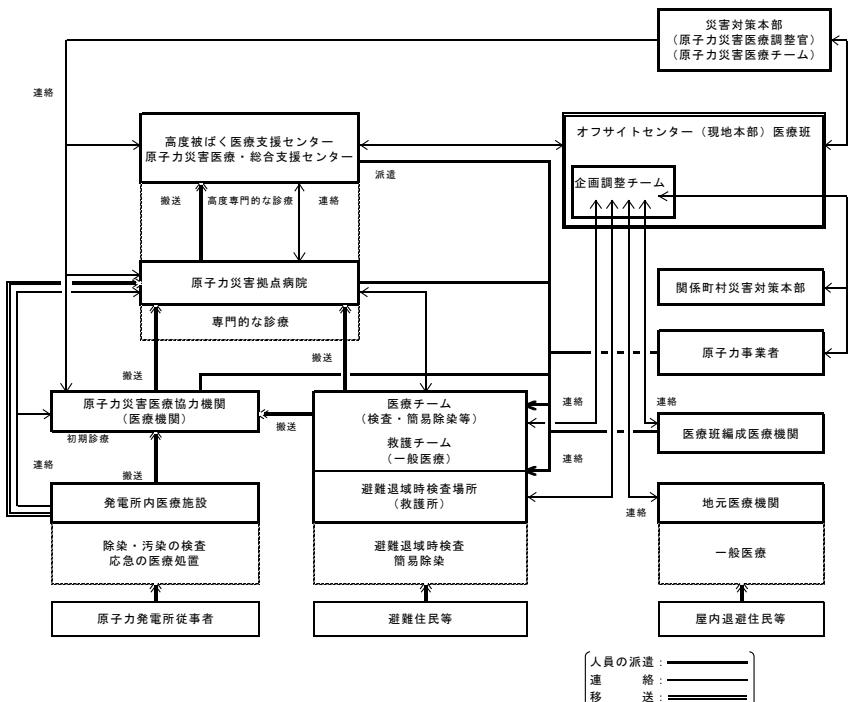
| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----|---------|--|--|---|------|------|-----|---------|--|--|------|
| <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務</p> <p><u>医療チームは、必要に応じて高度被ばく医療支援センターからの専門派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、避難退域時検査場所等において住民等の検査、簡易除染等を実施するとともに、簡易除染等によっても〇 I L 4 以下とならない場合や内部被ばくが疑われる場合には、指定した原子力災害拠点病院に搬送するための準備を行うものとする。</u></p> <p><u>また、救護チームは、屋内退避施設、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、U P Z内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難等を行う。その際、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</u></p> <p>ア 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3－7－1のとおりとする。</p> <p>図3－7－1 医療班の組織図（略）</p> <p>イ 医療班等の編成基準及び業務<u>は次のとおりとする。</u></p> | <p>ウ 避難所等における対応</p> <p><u>道は関係機関の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するための甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務</p> | 原子力災害対策指針改正に伴い新設 | | | | | | | | | | | | |
| <p>ア 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3－7－1のとおりとする。</p> <p>図3－7－1 医療班の組織図（略）</p> <p>イ 医療班等の編成基準及び業務</p> | <p>ア 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3－7－1のとおりとする。</p> <p>図3－7－1 医療班の組織図（略）</p> | 文言整理 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th><th>編成基準</th><th>業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td><td>主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。</td><td> 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 </td></tr> </tbody> </table> | チーム名 | 編成基準 | 業 務 | 企画調整チーム | 主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。 | 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th><th>編成基準</th><th>業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td><td>主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。</td><td> 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 </td></tr> </tbody> </table> | チーム名 | 編成基準 | 業 務 | 企画調整チーム | 主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。 | 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 | 文言整理 |
| チーム名 | 編成基準 | 業 務 | | | | | | | | | | | | |
| 企画調整チーム | 主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。 | 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 | | | | | | | | | | | | |
| チーム名 | 編成基準 | 業 務 | | | | | | | | | | | | |
| 企画調整チーム | 主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。 | 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | 修正案（令和5年1月） | | | 備 考 |
|--|------------------------------------|--|--|---|---|--|
| 救護 チーム | 派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の様によって決定する。 | 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施 | 救護 チーム | 派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の様によって決定する。 | 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施 | |
| 医療 チーム | 放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。 | 避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備 | 医療 チーム | 放射線医療に従事する医師、看護師、 <u>診療放射線技師</u> 等によって編成する。 | <u>1 避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備</u> <u>2 避難所等における甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> | 原子力災害対策指針改正に伴う修正 |
| (注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。 医療班のチーム編成 (資料3-7-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-7-2) 企画調整チーム、救護チーム及び医療チームには責任者をおき、各責任者はそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を隨時報告するものとする。 | | | (注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。 医療班のチーム編成 (資料3-7-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-7-2) <u>(ア) 企画調整チーム、救護チーム及び医療チームには責任者をおき、各責任者はそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を隨時報告するものとする。</u> <u>(イ) 救護チームは、屋内退避施設、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。</u> <u>(ウ) 医療チームは、必要に応じて高度被ばく医療支援センターからの専門派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、避難退域時検査場所等において住民等の検査、簡易除染等を実施するとともに、簡易除染等によっても〇.1L4以下となる場合や内部被ばくが疑われる場合には、指定した原子力災害拠点病院に搬送するための準備を行うものとする。</u> <u>また、避難所等において甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。</u> <u>(エ) UPE内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難等を行う。その際、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</u> | | | 原子力災害対策指針改正に伴う修正及び文言整理 |
| 3 原子力災害医療活動等の実施 (1) 原子力災害医療活動の実施 原子力災害医療活動は、図3-7-2で示す系統図により行うものとする。 (2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容 | | | 3 原子力災害医療活動等の実施 (1) 原子力災害医療活動の実施 原子力災害医療活動は、図3-7-2で示す系統図により行うものとする。 (2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容 | | | |

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 避難退域時検査の実施</p> <p>医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。</p> <p>自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が40,000cpm（β線）以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法</p> <p>検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、40,000cpm（β線）以下にならない車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p>カ 原子力災害拠点病院等への搬送</p> <p>医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。</p> <p>また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の原子力災害拠点病院等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部の原子力災害医療チームを通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 避難退域時検査の実施</p> <p>医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。</p> <p>自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が40,000cpm（β線）以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法</p> <p>検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、40,000cpm（β線）以下にならない車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p>カ 原子力災害拠点病院等への搬送</p> <p>医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。</p> <p>また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の原子力災害拠点病院等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部の原子力災害医療チームを通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p><u>キ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u></p> <p><u>医療チームは、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等又はその近傍の適所においてサーベイメータ等を用いて簡易測定を実施するものとする。スクリーニングレベルを超える者は、甲状腺モニタ等がある原子力災害拠点病院等で詳細測定を行う。</u></p> <p><u>なお、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者は、O I Lに基づく避難等を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。</u></p> <p><u>また、乳幼児については、測定困難な場合に行動を共にした保護者等を測定することで、乳幼児の線量を推定する。</u></p> | <p>原子力災害 対策指針改 正に伴い新 設</p> |
| (3)～(4)（略） | (3)～(4)（略） | |

現行

図3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図



第8節 緊急輸送活動及び必需物資の調達

1 緊急輸送活動

(1) ~ (2) (略)

(3) 緊急輸送体制の確立

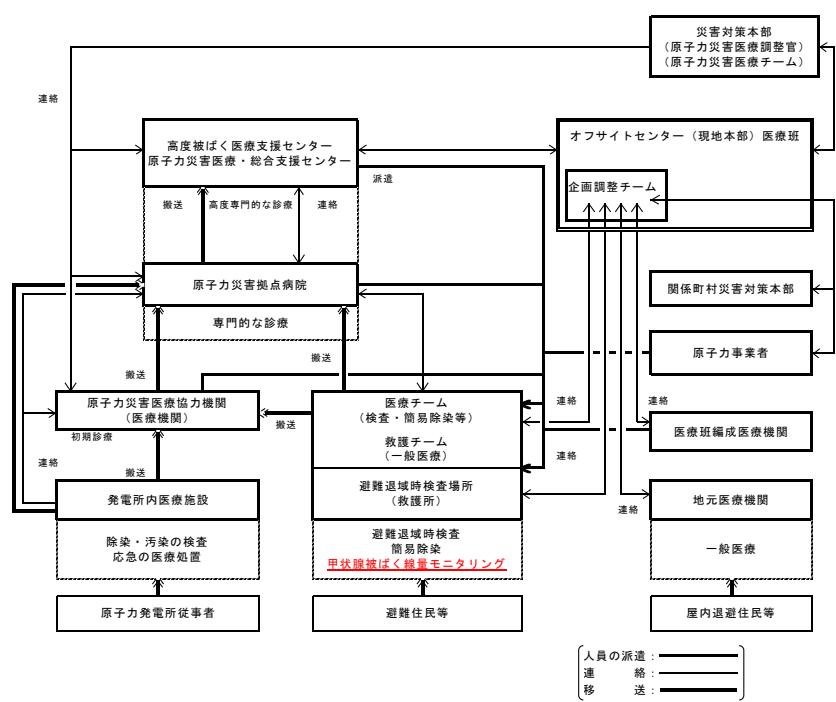
ア (略)

イ 道は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、**陸上自衛隊北部方面総監部**、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。

ウ 道は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。

修正案（令和5年1月）

図3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図



第8節 緊急輸送活動及び必需物資の調達

1 緊急輸送活動

(1) ~ (2) (略)

(3) 緊急輸送体制の確立

ア (略)

イ 道は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。

ウ 道は、人員、車両の不足や、道路寸断など不測の事態が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。

備 考

原子力災害 対策指針改 正に伴う修 正

文言整理

文言整理

| 現 行 | 修正案（令和5年1月） | 備 考 | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|--|--|---|---------------------|-----------------|--|--|--|
| <p>工（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9節～第10節（略）</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>（略）</p> <p>※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断する E A L の枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。 なお、油発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。</p> | <p>工（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9節～第10節（略）</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>（略）</p> <p>※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断する E A L の枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。 なお、油発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。</p> | | | | | | | | | |
| <p>別添1</p> <p>緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて</p> <p>1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。</p> | <p>別添1</p> <p>緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて</p> <p>1. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び実用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> | 文言整理 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> </td><td> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> </td><td> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> | |
| 緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> | | | | | | | | | |
| 緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>④に掲げるものについては、中電電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予警報において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予警報又は東海地殻注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト施設が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な防護等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを知悉した場合など、委員会又は委員会代行が警戒手続の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> </td><td> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 施設敷地緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> </td><td> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 施設敷地緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> | |
| 施設敷地緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> | | | | | | | | | |
| 施設敷地緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> </td><td> <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 全面緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態を判断する E A L</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> </td><td> <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td></tr> </tbody> </table> | 全面緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> | |
| 全面緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> | | | | | | | | | |
| 全面緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 | | | | | | | | | |
| <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として震度等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外避難に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他の原子炉施設以外に起因する事が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備を行なうとともに、P B Z 及び必要に応じてその隣の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空気放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> | | | | | | | | | |

現 行

修正案（令和5年1月）

備 考

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断する E AL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|--------------------------------------|
| <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができること、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動駆動給水ポンプ又はターピン駆動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止時に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト警戒が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（電巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断する E AL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|--------------------------------------|
| <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一度時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができること、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動駆動給水ポンプ又はターピン駆動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止時に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト警戒が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（電巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断する E AL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|---|
| <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧又は中圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止時に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中ににおいて想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、<u>炉心の損傷を防止するため</u>に原子炉格納容器圧力逃げ装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断する E AL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|---|
| <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧又は中圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止時に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中ににおいて想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃げ装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

別添2～〈参考〉(略)

別添2～〈参考〉(略)

文言整理